

# 令和8年度版 水産施策利用ガイドブック



鳥取県営境港水産物地方卸売市場かにかご上屋

**鳥取県農林水産部水産振興局**

事業名	事業の概要等	担当部署・電話番号	ページ
港へGO!海業で浜のにぎわい創出事業	漁協、民間企業等が実施する漁港施設等を活用した海業事業のうち、国の支援対象外の施設整備や活動、地域浜プランに載らない一般事業者、団体が県内漁港、漁村を活用して地域活性化に資する事業を含めて幅広く支援する。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313・7314	1
漁業経営体ステップアップ事業	漁業者が漁業経営改善を図るために行う漁船用機器の購入や機関オーバーホール等に必要な経費を助成する漁協に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313・7314	2
もうかる漁業実証操業支援事業	国の「もうかる漁業創設支援事業」を活用して建造された漁船を用いて行う実証操業において、船主が負担する額の一部を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313・7314	3
沖合底びき網漁船代船建造推進事業	沖合底びき網漁船を漁協が漁業者にリースする場合、漁協が負担する建造費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313	4
主要水産産地共同利用施設等整備事業	主要水産産地の活力を維持・発展させるために必要な共同利用施設の整備等に要する経費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	5
漁業就業者確保対策事業	新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費を助成する市町村に対して支援を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313・7314	6
漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業(国事業)の藻場の保全で実施される藻場の造成等の実践活動を支援することにより、沿岸域環境の維持、向上を図る。	漁業調整課 資源管理担当 0857(26)7303	7
栽培漁業地域支援対策事業	種苗放流事業や養殖事業を支援することにより、水産資源の増大、水産物の安定供給及び地域振興を図る。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	8
持続可能な栽培漁業推進事業	地域の財産であるアワビ・サザエの資源を将来の漁業者に残すために資源管理等に積極的に取り組む事業実施主体を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	9
漁具破損被害抑制事業	漁具被害を発生させている水産有用種ではない大型魚類の買上げ支援を実施して漁獲を促すとともに、商品化も検討する。	水産振興課 漁業振興担当 0857-26-7316・7317	10
有害生物駆除支援初動対応事業	ヒトデ類の発生に伴い悪化した漁場環境を回復させるため、駆除に要する経費、廃棄物処理に要する経費を支援する。	漁業調整課 資源管理担当 0857(26)7303	11
水産物流通改革・消費拡大チャレンジ支援事業	既存の水産物流通を改革し地産地(他)消の拡大にチャレンジする先進的・モデル的な取り組みを支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	12
養殖事業化支援費	本県養殖業のさらなる推進を図るため、養殖生産施設整備費への助成を行うとともに、県内業者への養殖技術の普及を図る。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	13
がんばる養殖支援事業	県内養殖事業者の生産量増大、経営強化のため、新たな施設や機械等の整備を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	14
魚を育む内水面漁業活動支援事業	内水面漁業等に携わる者から提案のある河川及び湖沼の環境保全活動等を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7316・7317	15

事業名	事業の概要等	担当部署・電話番号	ページ
沿岸漁業改善資金	沿岸漁業従事者が漁業経営や操業状態の改善を図るために行う機器や技術導入に係る経費に対して、無利子の資金貸付を行う。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313	16
漁業制度資金（融資）	漁業者の使途に応じて、長期かつ低利で資金の融資を行う。※融資を行う金融機関へ県が利子の一部を助成する。	水産振興課 漁業経営担当 0857(26)7313	17
もうかる6次化・農商工連携支援事業(6次産業型)	自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7314	18
もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)	農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取組を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7314	19
もうかる6次化・農商工連携支援事業(始動型)	農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作(OEMの活用を含む)、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。	水産振興課 漁業振興担当 0857(26)7314	20
鳥取県6次産業化関連事業交付金	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援を行うもの。	食パラダイス推進課 0857-26-7807	21
食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金	県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7963	22
食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口	県内食料品製造事業者の衛生管理技術等の向上を支援するため、(地独)鳥取県産業技術センター食品開発研究所内に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、専門員による衛生管理や認証所得に関する相談対応、必要な専門機関へのナビゲート等を行います。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7806	23
おいしい鳥取PR推進事業	本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7767	24
物産展・県フェア及び見本市への出展支援	県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にもマッチング・情報交換の場を提供する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7767	25
「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業	鳥取県の農林水産物及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物等食品の輸出活動を支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7963	26
鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金	農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、①輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応や②輸出先国ニーズに対応するための機器整備を支援する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7806	27
地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業	「地理的表示保護制度」並びに酒類の地理的表示制度に登録された製品のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRを進めることを目的として交付する。	販路拡大・輸出促進課 0857-26-7767	28

事業名	事業の概要等	担当部署・電話番号	ページ
「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業	「食パラダイス鳥取県」推進サポーター、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。	食パラダイス推進課 0857-26-7853	29
「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金	「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食による県外からの誘客を図る取組及び名物料理開発による地域振興等の地域を巻き込んだ、県民の活動を支援する。	食パラダイス推進課 0857-26-7835	30

★掲載している事業メニューは主に県事業です。

※この冊子は、主に一般漁業者向けの支援制度をとりまとめたものです。なお、漁協や団体向けの支援制度は、鳥取県水産振興課へ直接お問い合わせ願います。

# 港へGO!海業で浜のにぎわい創出事業

## 事業の目的

漁協、民間企業等が実施する、漁港施設等を活用した海業事業のうち国の支援対象外の施設整備や活動に対して支援する。地域浜プランに載らない一般事業者、団体が県内漁港、漁村を活用して地域活性化に資する事業も含めて幅広く支援する。

## 対象者

漁協、漁業者グループ、漁協女性部、一般事業者、任意団体

## 補助上限額・補助率

事業区分		補助対象経費
ソフト	(1)海業の調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会	○調査費、視察経費、勉強会開催経費(委託料、特別旅費、謝金、旅費、会場借り上げ費、賃借料)
	(2)海業コンテンツの創出、試行、ブラッシュアップ	○創出、試行、ブラッシュアップ経費(委託料、特別旅費、謝金、備品購入費、需用費、賃借料) ただし、第三者への食の提供は全事業費の20%までとする。
	(3)人材育成、民間企業との連携・情報発信	○海業を実施する地域人材の育成、民間ノウハウの活用、チラシ、パンフレット、HP作成等、海業コンテンツの情報発信に必要な経費(研修費、委託料、特別旅費、謝金、賃借料)
ハード	(4)海業支援施設整備	○地域の水産業の紹介、展示施設、地魚料理教室のための調理室、水産加工所、飲食提供(レストラン、カフェ等)、BBQ、キャンプ等の設備、施設の新規整備または改修 ○朝市、直売、イベント等の海業を実施する漁港及び漁村の施設又はその附属施設のストレスフリーな環境整備(トイレ改修、休憩所等の整備)(施設整備費、改修費(駐車場整備のための上屋の撤去費は除く))
海業コンテンツ	①体験(漁業、市場セリ見学、地魚料理教室、ウニ駆除、ワカメ狩り等) ②レジャー(釣り堀、カヌー、ダイビング、キャンプ、BBQ、宿泊等) ③加工・販売(漁港朝市、直売、レストラン等) ④ツアー、イベント(①～③を組み合わせたツアー、イベント)	
補助率	県1/3、市町村1/3	
事業費上限	5,000千円/年(3回まで)	

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313・7314

# 漁業経営体ステップアップ事業

## 事業の目的

漁業者が漁業経営の改善を図るために行う漁船用機器の購入や機関オーバーホール等に必要な経費を助成する漁協に対して支援を行う。

## 事業内容

### 機器整備等への補助

補助対象者	(1) 10トン以下の漁船漁業者 (2) 整備する機器等の耐用年数経過時に満75歳以下である者 (3) 次の①から③のいずれかに該当する者 ① 水揚げ金額3,000千円以上かつ出荷日数51日以上 ② 水揚げ金額5,000千円以上 ③ 出荷日数91日以上 ※①から③は5中3平均により算出する。 ※①については、②及び③の条件を満たさない者のみとする。
補助対象経費	・漁船用省エネ機関 ・漁船用機器 ・漁船用LED ・漁船の改造経費
補助率	1/3
補助対象経費の上限額	次の①及び②に掲げる額のいずれか低い額。 ① 間接補助対象経費に補助率を乗じた額 ② 次のア又はイにより算出した額 ア 水揚げ金額が年間3,000千円未満の漁業者: 3,000千円 イ 水揚げ金額が年間3,000千円以上の漁業者: アの額に900千円を加算した額(以降、漁業者の水揚げ金額が年間1,000千円につき、900千円を加算。ただし、14,700千円を上限とする。)

### 機関オーバーホールへの補助

補助対象者	1 補助申請時の年齢が満70歳以下の者。 ※整備後5年間は漁業を継続することを漁業協同組合が保証する者については、年齢要件を問わない。 2 整備後5年間は漁業を継続すると誓約する者 3 20t未満の漁船漁業者(漁業協同組合に属する正組合員)
補助対象経費	・機関のオーバーホール等整備費
補助率	1/3
補助対象経費の上限額	次の①又は②により算出した額 ① 10t未満の漁船: 3,000千円 ② 10t以上20t未満の漁船: 9,000千円

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313・7314

# もうかる漁業実証操業支援事業

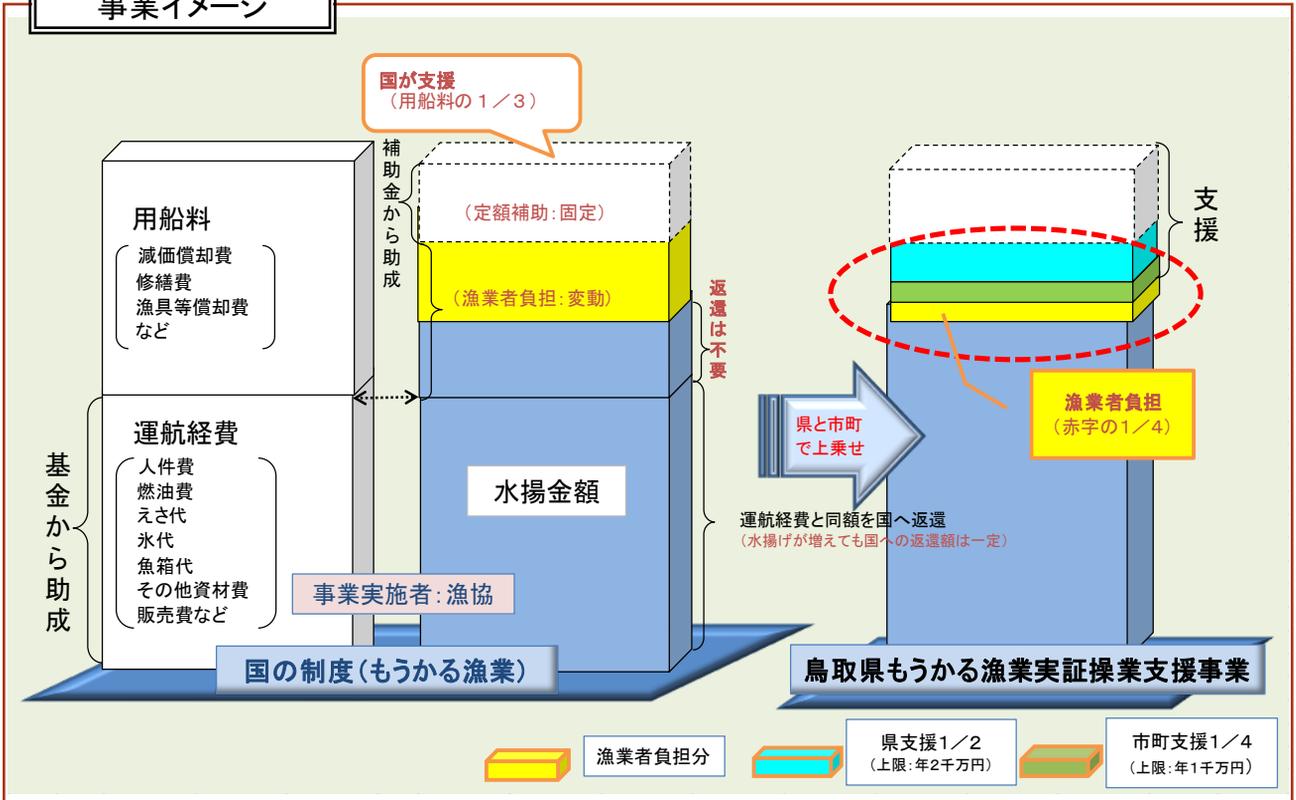
## 事業の目的

国の「もうかる漁業創設支援事業」により建造された漁船を用いて行う実証操業において、船主が負担する額の一部を助成する市町村に対して支援を行う。

## 補助事業概要

補助事業者	市町村
間接補助事業者	漁業者
事業実施主体	漁協
補助種別	間接補助
対象経費 (補助率)	用船料(*1)相当額のうち、国庫補助を除く漁業者負担部分(用船料相当額の1/3を国が定額補助。また、運航経費(*2)の全額を国基金から貸付) ※1 船のチャーター代(減価償却費、修繕費及び漁具償却費等) ※2 実証操業に必要な運転資金(船員の人件費、燃油費、資材費等)
負担割合	県 1 / 2、市町村 1 / 4、漁業者 1 / 4
補助上限(単年度)	県: 20,000千円、市町村: 10,000千円

## 事業イメージ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313・7314

# 沖合底びき網漁船代船建造推進事業

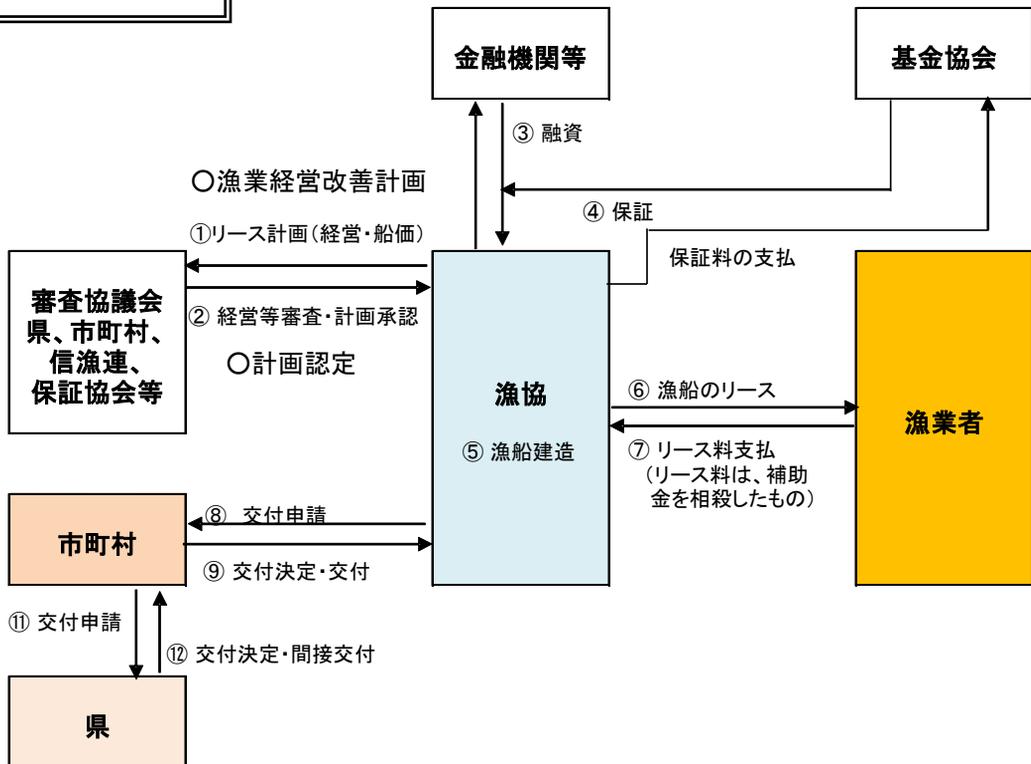
## 事業の目的

沖合底びき網漁船を漁協が漁業者にリースする場合、漁協が負担する建造費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。

## 補助事業概要

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁協
補助種別	間接補助
対象経費	漁船建造費(補助対象限度額:300,000千円)
負担割合	4/10(県2/3、市町村1/3)、6/10(漁協)
補助期間	リース期間(9年以上20年以内)

## 事業のイメージ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313

# 主要水産産地共同利用施設等整備事業

## 事業の目的

主要水産産地の活力を維持・発展させるために必要な共同利用施設の整備等に要する経費の一部を助成する市町村に対して支援を行う。

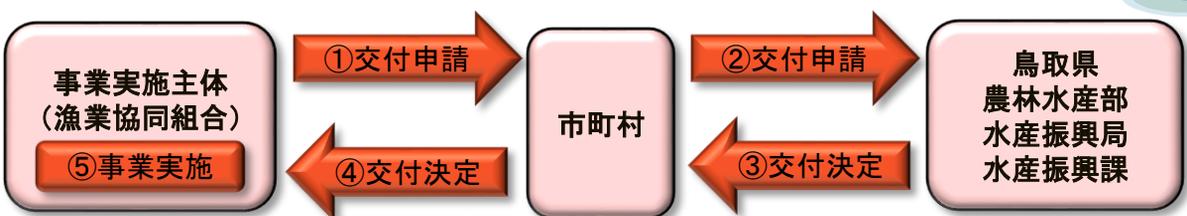
## 対象者・補助要件

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁業協同組合
補助種別	間接補助
補助対象区域	<p>県内漁港及び港湾のうち、下記の1～2の区域</p> <p>1 知事が作成する圏域総合水産基盤整備事業計画に位置付けられた流通拠点漁港又は生産拠点漁港を有する漁港区域 ※想定している区域: 網代区域、境港区域(流通拠点漁港) 泊区域、御来屋区域、淀江区域(生産拠点漁港)</p> <p>2 卸売市場法第13条の規定に基づき認定された地方卸売市場を有する港湾区域 ※想定している区域: 田後区域、鳥取区域、赤碕区域</p>
事業採択要件	<p>1 浜の活力再生プランに位置付けられていること</p> <p>2 要件を満たさない等の理由により国事業を利用できないこと ※国事業を利用できる場合には国事業を優先して利用すること</p>

## 補助上限額・補助対象経費・補助率

間接補助対象経費 上限額	1事業年度につき、1事業実施主体当たり 60,000千円
間接補助対象経費	<p>漁船のための給水・給氷・給油・給電施設、荷捌施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、海水処理施設、畜養施設、漁船保全修理施設、漁業作業等軽労化機能施設等の整備に必要な経費</p> <p>※施設整備に伴い発生する旧施設の撤去費のうち、当該整備施設と同種の施設であり、かつ整備する場所が同じで旧施設を撤去しないと整備できない場合に限り対象とする。</p>
補助率	1/2 ※負担割合: 1/3(県)、1/6(市町村)

## 事業の流れ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 漁業就業者確保対策事業

## 事業の目的

新規漁業就業者を確保するため、就業希望者の研修等に必要な経費の支援を行う。

## 漁業研修事業

### 雇用型研修

事業内容	漁業経営体等が実施する漁船員等新規就業者に対する研修に要する経費を支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合、漁業組合、漁業経営体			
研修生	研修する漁業の未経験者			
研修期間	最長1年間(連続する12カ月)			
補助対象経費及び上限額	指導経費	60,000円/月	研修手当	沖合漁業 213,300円/月
	研修準備費	30,000円		沿岸・養殖漁業 204,000円/月
	船員手帳作成費	10,000円	赴任旅費	20,000円
	移住定住準備費	33,000円	住居・通勤手当	33,000円/月
補助率	【県】 研修手当 2/3 指導経費、研修手当以外 10/10		【市町村】 指導経費 1/2	

### 独立型研修

事業内容	漁協が実施する独立操業を目指すための研修に要する経費を支援する。			
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合	研修生	研修する漁業の未経験者(65歳未満)	
研修期間	最長3年間(連続する12カ月) ※50歳以上65歳未満の者は最長1年間			
補助対象経費及び上限額	指導経費	100,000円/月	研修手当	204,000円/月
	研修準備費	(1年目) 30,000円/年	技術習得費	210,000円
		(2・3年目) 10,000円/年	赴任旅費	20,000円
	研修用具費(漁具・漁網)	450,000円	※50歳以上65歳未満の者は指導経費のみ対象	
	移住定住準備費	33,000円	※収入のある2親等以内の親族と生計を一にする場合は、研修手当が1/2	
住居・通勤手当	33,000円/月			
補助率	【県】 指導経費 1/2 指導経費以外 10/10		【市町村】 指導経費 1/3	

## 漁業経営開始円滑化事業

事業内容	新規就業者が漁業経営を開始する時又は漁業経営開始後3年を経過するまでの間に必要な漁船・機器・漁具を漁協が整備してリースする場合、その経費を支援する。 ※リース期間:3年以上15年以内 ※国事業との併用可能		
事業主体	鳥取県内の漁業協同組合等	補助率	【県】 1/2、3/16 【市町村】 1/6、1/16(国)
補助対象経費上限額	<県事業>3,500万円(漁船、漁労用機器 3,000万円、漁具 500万円) <国事業併用>5,000万円(漁船、漁労用機器 4,500万円、漁具 500万円) ※県事業の場合は、上限額の範囲内で2回に分けて利用可 ※50歳以上65歳未満の場合は漁船、漁労用機器、漁具で上限300万円(1回のみ利用可)		

担

所 属

電 話

当

鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当

0857-26-7313・7314

# 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

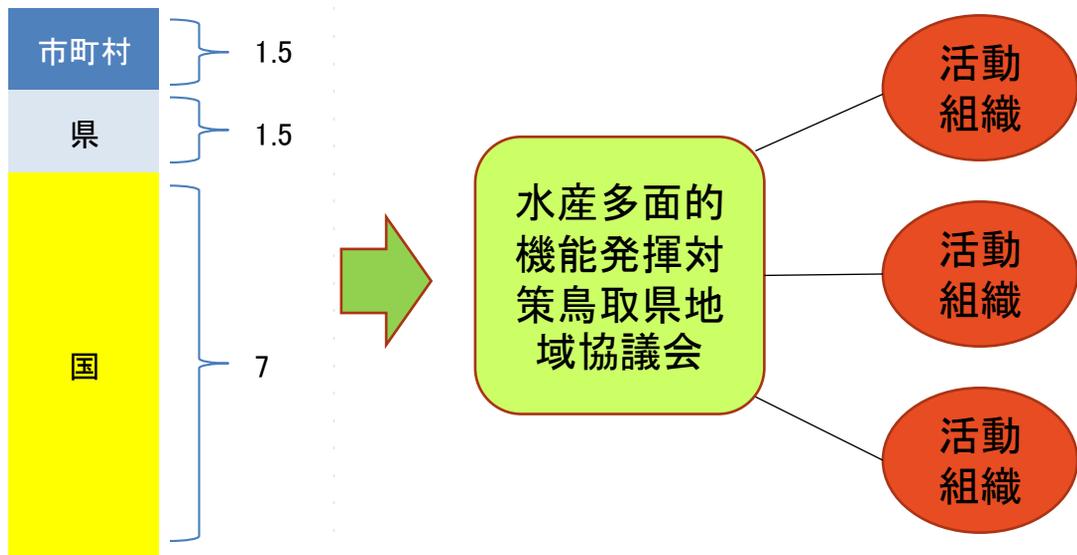
## 事業の目的

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業(国事業)の藻場の保全で実施される藻場の造成等の実践活動を支援することにより、沿岸域環境の維持、向上を図る。

## 補助事業概要

事業実施主体	水産多面的機能発揮対策鳥取県地域協議会 (漁業者等で構成される活動組織)
補助種別	直接補助
対象経費	母藻の設置、海藻の種苗投入、食害生物の駆除、浮遊・堆積物の除去、モニタリングなどの藻場の保全に係る経費
補助率(定額)	国の補助7に対し、県1.5、市町村1.5

## 事業イメージ



漁場生産力・水産多面的機能強化対策補助金負担割合

地域協議会に所属する活動組織が鳥取県藻場アクションプログラムⅣに基づき藻場の保全活動を行う

担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課資源管理担当	0857-26-7303

# 栽培漁業地域支援対策事業

## 事業の目的

水産資源の増大を図るため、種苗放流事業や養殖事業を支援することで、栽培漁業の自立化を推進し、水産物の安定供給及び地域振興を図る。

## 事業の対象者

【種苗放流】漁協、市町村、市町村等で構成する団体 【養殖】漁協、養殖業者



## 事業の内容

(公財)鳥取県栽培漁業協会から購入する放流用種苗及び養殖用種苗に対して、県が購入費の一部を支援する。

## 負担割合

### 【放流用種苗:ヒラメ、キジハタ】

県の種苗購入費に対する負担割合は下表のとおり実用化水準ごとに異なります(現段階のヒラメとキジハタの実用化水準はB)。

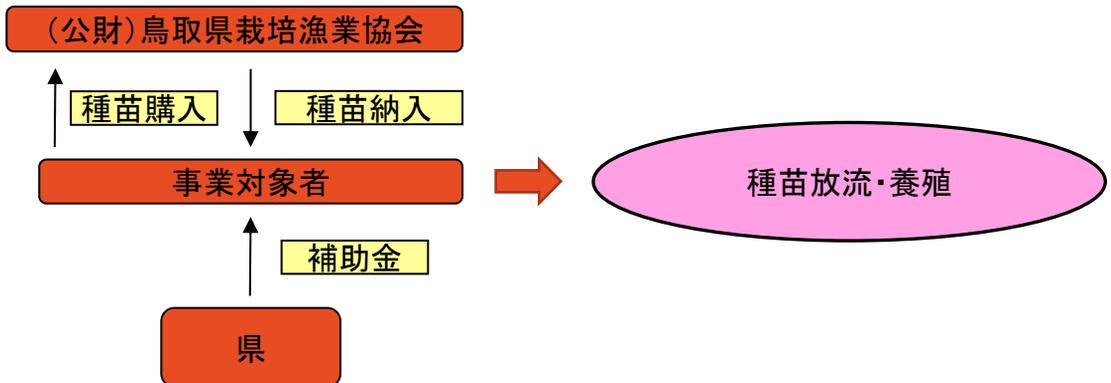
実用化水準	指標の目安(取り組み内容)	補助率
A 技術開発期	・技術開発中(種苗生産・放流)	10/10
B 事業化検討期	・各地区漁業者等が取り組みを試行(各地区に適した手法・活動体制等を模索)	3/4
C 事業化実証期	・漁業者、県等が費用対効果を検証	2/3
D 事業化	・経済事業として持続可能(B/C $\geq$ 1:全地区平均)	・基本的に支援なし
E 事業実施期	・持続的な栽培漁業が成立	・支援なし

### 【養殖用種苗:アワビ、キジハタ、ヒラメ、マサバ、イワガキ】

新規養殖業者又は新規魚種に取り組む養殖業者に対する種苗購入費への支援は下表のとおりです。

年	1~3年目	4~5年目
支援時期	実証試験期	経営立ち上げ期
補助率	3/4	1/2

## 事業の流れ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 持続可能な栽培漁業推進事業

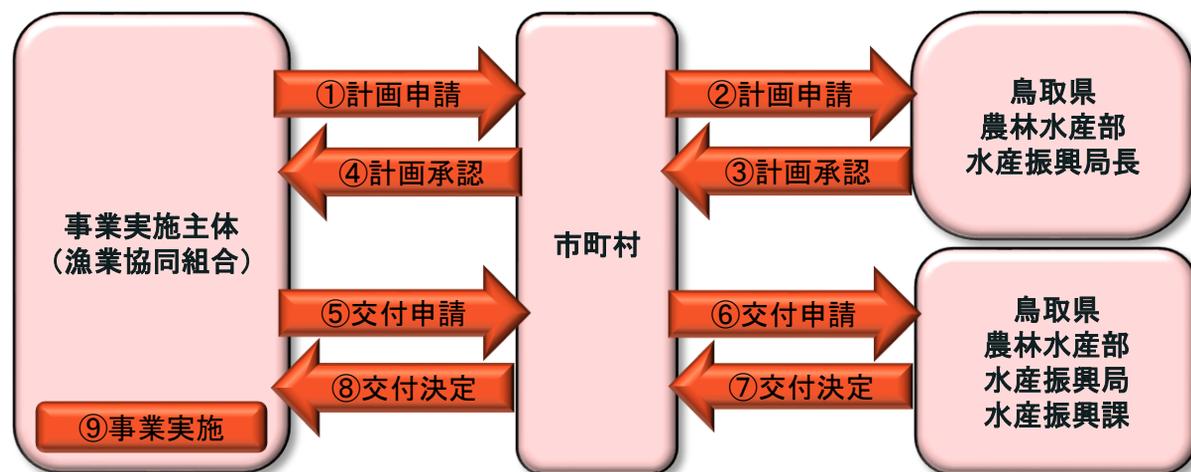
## 事業の目的

地域の財産であるアワビ・サザエの資源を将来の漁業者に残すため、資源管理等に積極的に取り組む事業実施主体に対し、放流用種苗の購入費の一部を支援することで、持続可能な栽培漁業を推進し、本県の漁業振興を図る。

## 補助事業概要

補助事業者	市町村
事業実施主体	漁業協同組合
補助種別	間接補助
対象経費	水産振興局長の承認を受けた持続可能な栽培漁業推進時計画に基づく放流用のアワビ・サザエの購入費(公益財団法人鳥取県栽培漁業協会からの購入に限る)
負担割合	アワビ: 5/12以上(県1/4、市町村1/6以上) サザエ: 1/2以上(県1/3、市町村1/6以上)
補助期間	令和2年度から令和8年度まで

## 事業の流れ



①から④は初年度または計画変更がある場合必要、⑤から⑨は毎年必要

担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 漁具破損被害抑制事業

## 事業の目的

近年、水産有用種ではない大型魚類による漁具の破損が増加しており、沿岸漁業の刺網やイカ釣りの経営における影響が大きくなっている。  
被害をもたらす魚類も一定量の水揚げがあれば、今後、水産物として活用できる可能性があることから、これらの漁獲を促す目的で買上げ支援を実施し、商品化を検討する。

## 対象者

漁業協同組合

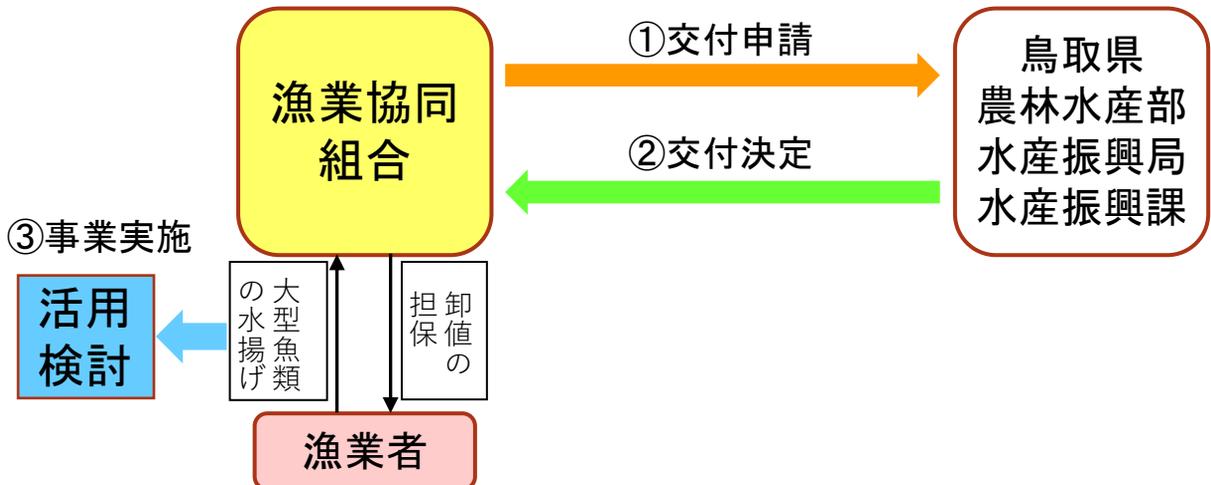
## 事業の内容

漁網漁具を破損させる大型魚類の卸値が安い場合、積極的な水揚げが行われず個体数の抑制に繋がらない。このことから、水揚げを促し水産物としての利用方法を検討するため、漁協が卸値を担保しようとする補助について県がその一部を支援する。

## 補助率・補助上限額

【算定基準】漁業協同組合による買上げ額：1kg当たり200円  
【補助率】1/2(負担割合：漁協1/2、県1/2)  
【事業費(対象限度額)】500千円

## 事業の流れ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 有害生物駆除支援初動対応事業

## 事業の目的

漁業に有害なヒトデ類、大型クラゲその他の生物(ヒトデ類等)を駆除すること、及び、駆除したヒトデ類等を廃棄物処理することにより、漁業のできる漁場環境を早期の回復を図る。

## 事業の対象者

補助事業者(実施主体): 漁業協同組合等

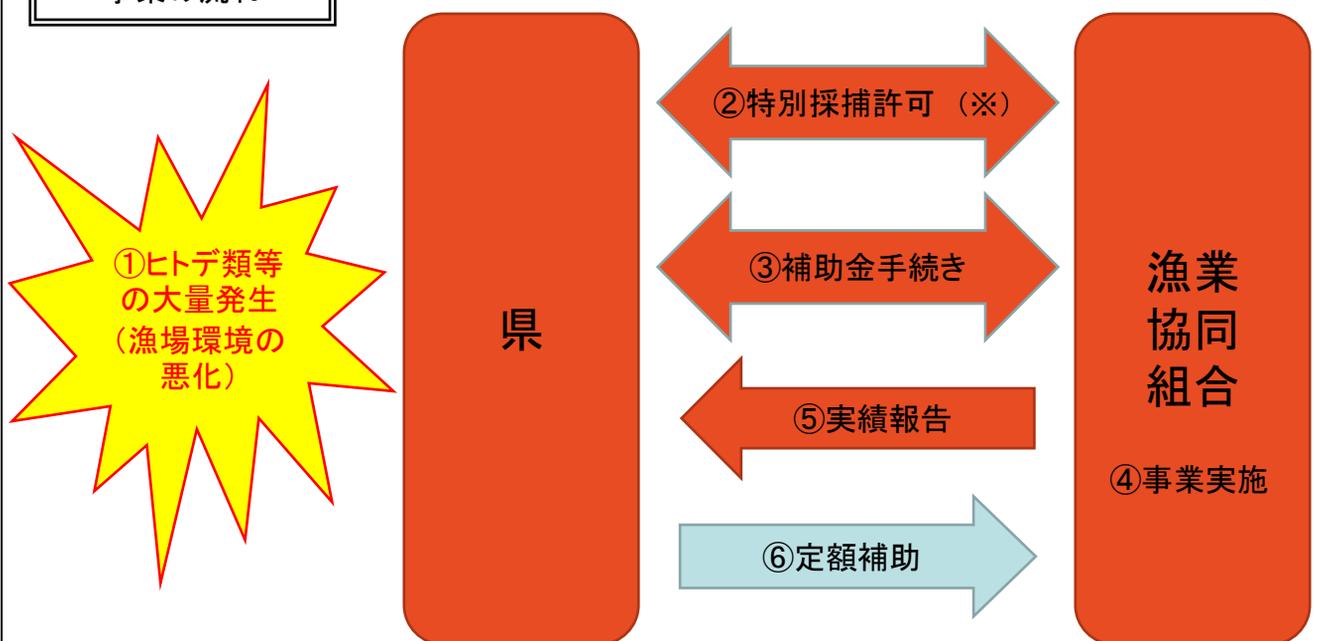
## 事業の内容

駆除したヒトデ類等の廃棄物に要する経費(委託費)、ヒトデ類等の駆除を実施するための漁船操業に要する経費を支援

## 補助率・事業費

定額補助

## 事業の流れ



(※) 禁止区域内でヒトデ類等を駆除する場合、特別採捕許可を受ける必要があります。補助金手続きの前に、お問い合わせ下さい。(鳥取県漁業調整規則第45条)

担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課資源管理担当	0857-26-7303

# 水産物流通改革・消費拡大チャレンジ支援事業

## 事業の目的

既存の水産物流通を改革し地産地(他)消の拡大にチャレンジする先進的・モデル的な取り組み(産地から消費者へ直販、産地と小売との直接取引、地魚の学校給食への拡大など)を支援する。

## 補助対象者

- ・漁業者
- ・漁業協同組合
- ・加工業者
- ・流通業者
- ・上記対象者をメンバーに含む任意団体(過去に当事業による補助を受けていない事業実施主体)

## 支援の内容

本県水産物に付加価値向上に波及効果が期待でき、既存の水産物流通を改革し、地産地(他)消の拡大にチャレンジする先進的・モデル的活動。  
インターネット活用を含む産地直送、販路開拓、消費者への魚食提案、直接販売、産地と小売店・飲食店との直接取引、魅力的な加工品づくり、地域ブランド創出支援、給食事業、鮮度向上などの新たな取組。

## 補助対象経費

- ・先進地調査等の情報収集活動経費、打合せ・商談経費、インターネット販売やPRグッズ製作等の販売活動経費、高鮮度出荷用の器具・シール等の付加価値向上経費、加工品の試作経費等の経費。
- ・ただし、高鮮度出荷用の保冷機器や加工品試作用の調理器具等の備品類については、プランの実施に必要な不可欠なもののみを対象とし、その合計金額が総事業費の2分の1を超えないものとする。

## 補助金額・補助率

【補助率】 1/2  
【補助上限額】 1,000千円

## 選定方法

公募に対し応募のあった申請の中から外部審査会による審査により選定。

## 事業の流れ

- ・漁業者
- ・漁業協同組合
- ・加工業者
- ・流通業者
- ・上記メンバーを含む連携グループ

⑧事業実施

①プラン作成・承認申請

③プラン承認

④補助金申請

⑤補助金交付決定

②プラン審査会開催

鳥取県農林水産部  
水産振興局水産振興課

	所 属	電 話
担 当 部 所	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課	0857-26-7316・7317
	鳥取県栽培漁業センター	0858-34-3321
	鳥取県水産試験場	0859-45-4500
	鳥取県境港水産事務所	0859-42-3167

# 養殖生産施設整備事業

## 事業の目的

本県養殖業のさらなる推進を図るため、養殖生産施設整備費への助成を行うとともに、県内業者への養殖技術の普及を図る。

## 対象者

民間企業及び漁業関係団体



## (1) 養殖生産施設整備事業

【事業内容】養殖に必要な生産施設の整備に対する支援。

【補助率】 1/10

【補助上限額】1事業者あたり1億円

【補助の条件】

次のいずれかを満たしていること

- ・常時雇用労働者が10人以上増えること。(県内事業者については3人以上)
- ・県内に普及していない技術を活かした養殖生産施設の整備を行うこと。

※本事業で活用した技術について、県内事業者が習得及び利用を希望した場合、協力する場合は別途補助率1/10を加算する。

## (2) 養殖新技術習得事業

【事業内容】OJTで養殖技術を習得するために必要な研修経費に対する支援。

【補助率】 1/2

【補助上限額】1事業者あたり100万円

## 事業の流れ

民間企業  
漁業関係団体

③事業実施

①交付申請

②交付決定

鳥取県  
農林水産部  
水産振興局  
水産振興課



担当	所属	電話
担当	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# がんばる養殖支援事業

## 事業の目的

県内養殖事業者の生産量増大、経営強化のため、新たな施設や機械等の整備を支援する。

## 対象者

県内で養殖業(蓄養を含む)を営んでいる個人または法人



## 補助事業概要

【事業内容】養殖や蓄養の生産量増大、省力化及び経営強化のために必要な新たな施設、設備、機械 整備(30千円以上)に対する支援

【補助率】 間接補助 県1/3、市町村1/6

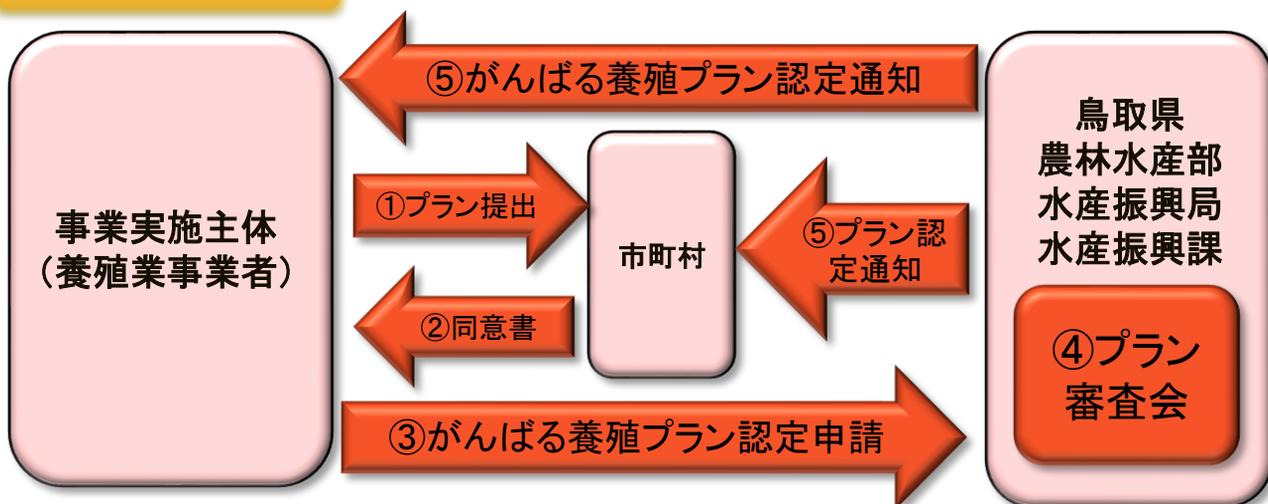
【事業期間】 最大3年間／事業者

【補助上限額】 個人:3,000千円/年、養殖を営む法人:8,000千円/年

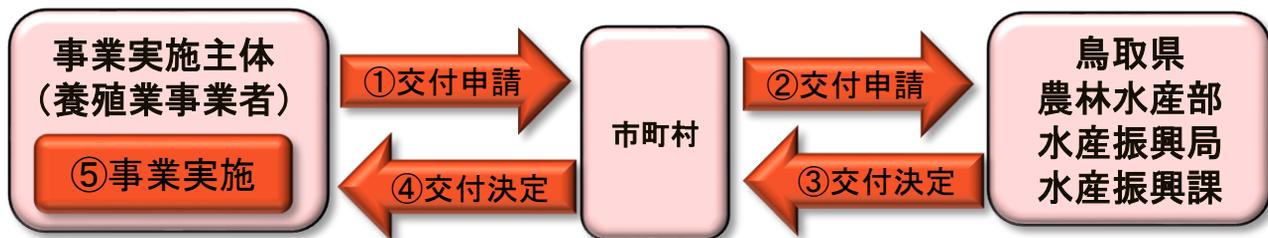
【補助の条件】県内の既存の養殖業者であること(新規事業者は除く)

## 事業の流れ

### (1)プラン審査



### (2)事業実施



担	所 属	電 話
当	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 魚を育む内水面漁業活動支援事業

## 事業の目的

近年、自然及び人為の影響により内水面における魚類の生息環境は悪化傾向であるため、内水面漁業等に携わる者から提案のある河川及び湖沼の環境保全活動等を支援し、魚を育む川づくりの実現を目指す。

## 対象者

内水面漁業協同組合又は任意団体



## 支援の内容

内水面漁業等に携わる者から提案のある河川及び湖沼の環境保全活動等を支援する。

## 補助率・補助上限額

【補助率】定額

【補助上限額】河川漁協2,000千円、湖沼漁協1,000千円、その他団体1,000千円

## 補助対象経費

- (1) 河川・湖沼内の水産資源増殖  
漁業権魚種を除く、「採卵」、「採卵のための捕獲」、「種卵又は種苗購入」  
(ただし、放流用の県内産アユ人工種苗の購入費用については、当該漁協の3年分の「県内産アユ人工種苗」の放流実績の平均値を上回る場合、上回った分の購入費に限り補助対象とする。)
- (2) 鳥獣被害の防除  
有害鳥獣の駆除、有害鳥獣の追払い、追払い装置の導入
- (3) 漁場環境の改善  
藻類の造成、人工産卵場の造成、河川湖沼内の清掃、外来魚の駆除、魚類遡上量又は流下量等の調査等、簡易魚道の整備等
- (4) 普及啓発  
釣り場マップの作成、釣り教室、研修会の開催等

## 事業の流れ



担	所 属	電 話
当	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業振興担当	0857-26-7316・7317

# 沿岸漁業改善資金

## 事業の目的

沿岸漁業従事者が漁業経営や操業状態の改善を図るために行う機器や技術導入に係る経費に対して、無利子の資金貸付を行う。

## 対象者

- 次の要件を満たす沿岸漁業に従事する者及び団体
- ・20トン未満の漁船又は漁船を使用しないで行う漁業を営む者
  - ・概ね70歳までに償還を終える者
  - ※遊漁業等の他事業の経営を専らとしている者については対象外



## 貸付け申請及び貸付決定の時期

- ◇ 貸付申請の時期 5月、8月、11月、1月、2月
- ◇ 貸付決定の時期 6月、9月、12月、2月、3月

## 貸付の概要

### 1 貸付の例

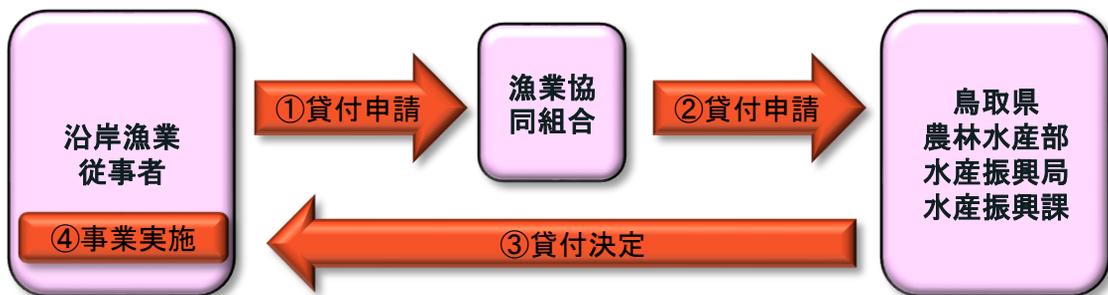
貸付対象機器等	貸付限度額	償還期間 (うち据置期間)
推進機関	1台 2,400万円	7年以内 (1年以内)
遠隔操縦装置・レーダー・GPS受信機・動力式釣り機・漁業用ソナー・等	1台50～500万円 ※トータルで500万円まで	

2 貸付利率 無利子

3 連帯保証人 貸付金額400万円以下:2名 貸付金額400万円以上:3名以上

4 貸付申請書の提出先 所属する漁業協同組合

## 事業の流れ



担当	所 属	電 話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313

# 漁業制度資金(融資)

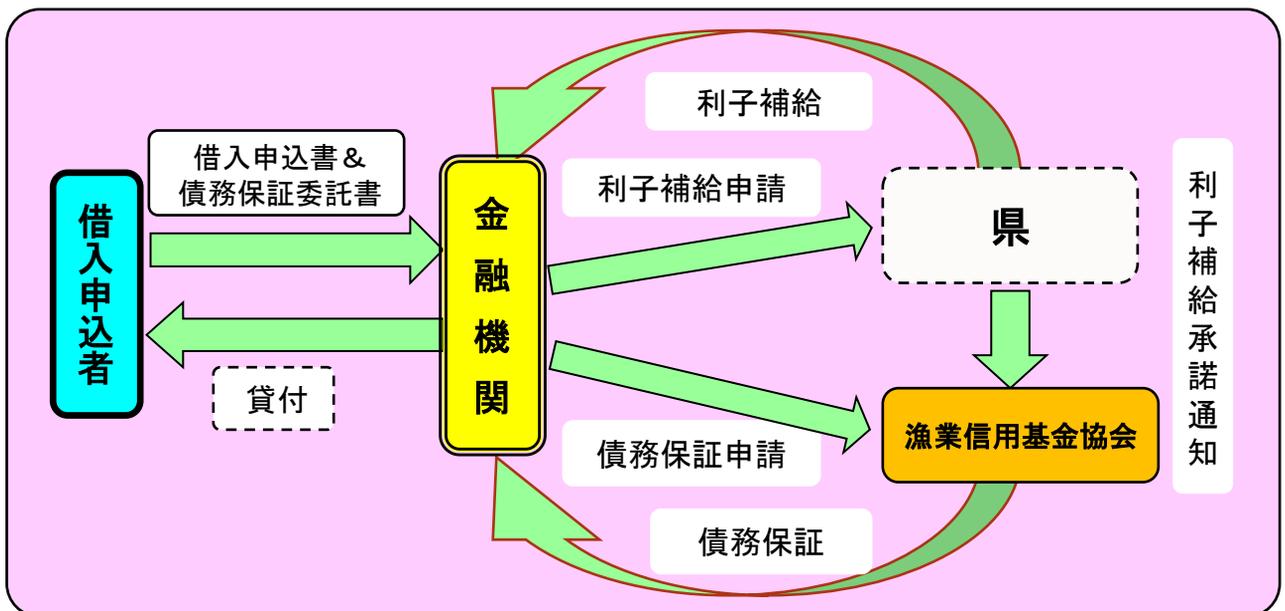
## 事業の目的

漁業者の用途に応じて、長期かつ低利で資金の融資を行う。  
 ※融資を行う金融機関へ県が利子の一部を助成する。

## 資金の種類など

種類	用途	金融機関	貸付限度額
近代化資金	漁船、漁具、養殖施設等、資本整備の高度化と経営の近代化	信用漁業協同組合連合会(信漁連)、農林中央金庫(農林中金)、銀行、信用金庫等 <small>※資金の種類により融資可能な金融機関が異なります。</small>	※用途により上限額が異なります。
安定資金	漁船、漁具の補修、燃油・資材購入等、経営安定のための短期の運転資金		
維持安定資金	経営状況が特に悪化している漁業者の経営再建を支援する資金		
財務基盤強化資金	債務整理の資金繰りを円滑にするための長期の運転資金		

## 借入手続きの流れ



担当	所属	電話
	鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課漁業経営担当	0857-26-7313

## 名称 **もうかる6次化・農工商連携支援事業(6次産業型)**

施策対象 農林業者等

施策主体 鳥取県、市町村

対象者 農林漁業者、農林水産業を営む法人、任意組織(規約を有すること)、農漁協

施策概要 自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援する。

### ○支援内容

主な内容	6次産業化や農工商連携の取組に必要な経費を支援する。 (1)販路開拓等6次産業化等の推進に必要な経費(ソフト) (2)加工に必要な施設、機械整備(3万円以上のもの)の経費(ハード) ※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備、生産に係る経費は対象外
補助率	ソフト・ハード 1/2 (県1/3、市町村1/6) ※主要要件(5)に該当する事業は2/3を補助(県1/2、市町村1/6)
県の単年度補助上限額	農林漁業者(個人) 3,000千円 農林水産業を営む法人 7,000千円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり3,000千円ただし上限30,000千円 ※主要要件(5)に該当する事業は、上記の額に3/2を乗じた額
主な要件	(1)自ら生産だけでなく加工・販売を行っていること(又はプラン期間中に行う予定) (2)プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物の生産・販売実績が原則として3年以上あり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 (3)事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること(又はプラン期間中に行う予定) (4)次のいずれかに該当すること (水産以外) ○認定農業者(ただし、食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可取得のための取組にあつては、認定農業者であることを要しない) ○社会福祉事業を行う法人の場合は、資金を含む農業所得相当額が基本構想所得並 (水産) ○1経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組 ○法人等の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上 (5)次のいずれかに該当する場合、補助率を嵩上げする ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を県内に切り替える。

### ●事業の流れ



### 問合せ先

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7314
市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

**名称** もうかる6次化・農商工連携支援事業(農商工連携型)

**施策対象** 食品加工業者等

**施策主体** 鳥取県、市町村

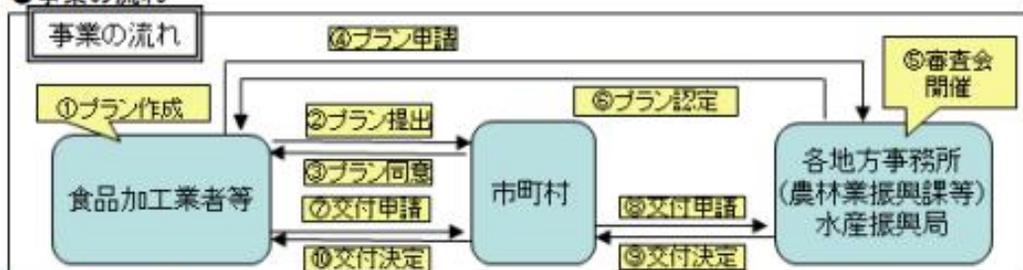
**対象者** 農林漁業者と連携する食品加工業者、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得しジビエを主として扱っている事業者

**施策概要** 農林漁業者と連携した(農商工連携)、県内農林水産物を原材料とする食品加工等の取り組みを支援する。

**○支援内容**

主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業者と連携した食品加工等に必要な機械・施設整備の経費を支援(3万円以上のもの)</li> <li>・食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ(シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉)を主として扱っている事業者(以下、ジビエ事業者という)によるジビエの精肉・加工等に必要な機械・施設整備の経費(3万円以上のもの)</li> </ul> <p>※不動産(土地代及び建築物)の購入、土地基盤の整備は対象外</p>
主な内容補助率	<p>ハード 1/3 (県1/3、市町村任意)</p> <p>※主な要件(2)に該当する事業は1/2を補助(県1/2、市町村任意)</p>
県の単年度補助限度額	10,000千円 ※主な要件(2)に該当する事業は、15,000千円
主な要件	<p>(1)以下のア及びイの要件を満たす。</p> <p>○食品加工業者の場合</p> <p>ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結する。水産物の場合は仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する。</p> <p>イ プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努める。水産物にあっては、県内の産地市場を経由したものを含む。</p> <p>○ジビエ事業者の場合</p> <p>ア 原材料となる野生鳥獣について、県内の狩猟者から概ね80%以上を搬入される。</p> <p>イ プランの目標年において、鳥取県HACCP以上の基準適合施設として認定されることに努める。</p> <p>(2)国際認証取得又は県外加工から県内加工への切り替えにかかる施設整備は、補助率を嵩上げする。</p>

**●事業の流れ**



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所 農商工連携チーム	0857-20-3654
中部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0858-23-3164
西部総合事務所 農林局 農商工連携チーム	0859-31-9768
水産振興局水産振興課	0857-26-7314
市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807

※上記の内容については今後変更の可能性があります。

**名称** もうかる6次化・農商工連携支援事業(始動型)

**施策対象** 農林漁業者等

**施策主体** 鳥取県

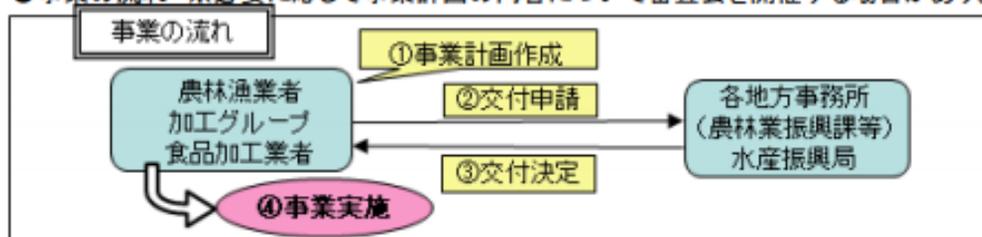
**対象者** 農林漁業者、農林水産業を営む法人、加工グループ、食品加工業者

**施策概要** 農林漁業者や加工グループ等による6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作(OEMの活用を含む)、テスト販売、マーケティングに係る経費等を支援する。

**○支援内容**

主な内容	6次産業化・農商工連携に係る商品開発・改良のための試作(OEMの活用を含む)、テスト販売、マーケティングに係る経費(50万円未満の器具・備品の購入費を含む)等を支援する。
補助率・補助上限額	【補助率】1/2 【補助上限額】500千円 ※事業の活用希望が多い場合は、予算の範囲内で補助金額の調整を行うことがあります
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら加工を行うこと(試作にあたってはOEM活用可能)</li> <li>・次の(ア)又は(イ)のいずれかを満たすこと</li> <li>(ア)農林業者・農林業を営む法人             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業で取り扱う農林産物は、自ら生産した農林産物を50%以上使用すること</li> <li>・農林産物について経営耕地面積が30a以上又は年間の農林産物の販額が50万円以上であること</li> </ul> </li> <li>(イ)漁業者・水産業を営む法人・加工グループ・食品加工業者             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業で扱う農林水産物又はジビエは、県内産を50%以上使用すること</li> <li>・食品加工業者については、従業員20人以下の小規模企業者であること</li> </ul> </li> </ul>

●事業の流れ ※必要に応じて事業計画の内容について審査会を開催する場合があります。



**問合せ先**

担当部署	電話番号
農林水産部東部農林事務所農業振興課 農商工連携チーム	0857-20-3552 0857-20-3654
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課 農商工連携チーム	0858-23-3165 0858-23-3164
西部総合事務所農林局農林業振興課 農商工連携チーム	0859-31-9652 0859-31-9768
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004
水産振興局水産振興課	0857-26-7314
市場開拓局食バラダイス推進課	0857-26-7807

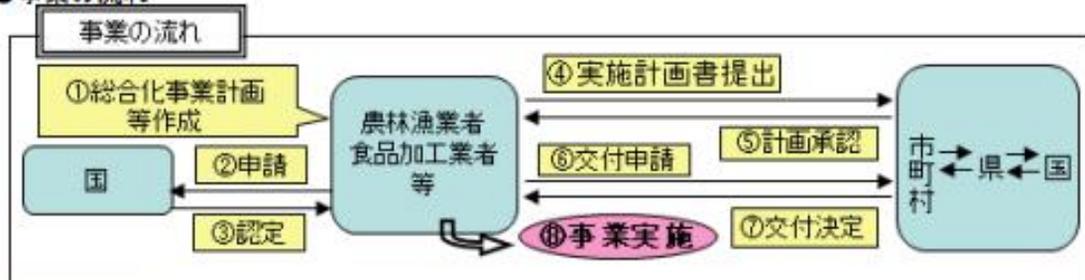
<b>名称</b>	<b>鳥取県6次産業化関連事業交付金</b>
<b>施策対象</b>	農林漁業者等
<b>施策主体</b>	鳥取県
<b>対象者</b>	農林漁業者団体・中小企業者 ※6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画に基づく取組、もしくは都道府県戦略又は市町村戦略に基づく取組であること。
<b>施策概要</b>	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援を行うもの。

**○支援内容**

<b>主な内容</b>	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援
<b>補助率・補助上限額</b>	・交付率 交付対象経費の3/10以内(国費のみ) ※中山間地農業ルネッサンス事業「地域別農業振興計画」に位置づけられた事業、市町村戦略に基づいて実施される事業、障がい者等を新たに雇用する事業のいずれかに該当する場合、1/2以内 ・交付額上限 原則1億円 ※業務用需要に応じた加工品の事業者間取引において、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準(HACCPを上回るものに限る)に対応するために必要な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限り、1億円を超えて上乗せが可能。(この場合、上限2億円。)
<b>主な要件</b>	・制度資金等の融資又は出資を活用すること ・多様な事業者(事業実施主体を含む3者以上)が連携するネットワークを構築すること ・農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う地域資源について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が所有する地域資源を、目標年度までに50パーセント以上(取扱量又は取扱金額)活用すること ・農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の材料となる地域資源の50パーセント以上(仕入量又は仕入金額)を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の材料となる地域資源の50パーセント以上(取扱量又は取扱金額)を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること 等

※(国)地域資源活用価値創出対策の内容に準じて実施する。

**●事業の流れ**



<b>問合せ先</b>	担当部署	電話番号
	市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7807

## 名称 食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金

施策対象 食料品製造業者等

施策主体 鳥取県

対象者 県内の工場等で衛生管理体制構築を目指す食料品製造業者、県内立地企業

### 施策概要

- 認証取得支援事業  
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業  
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

#### ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	2/3以内
限度額	350万円
事業期間	最長24ヶ月

#### イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に要する費用の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	1/2以内
限度額	225万円(ただし上限75万円/年度)
事業期間	最長36ヶ月

### 問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課  
TEL:0857-26-7963  
FAX:0857-21-0609

■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)  
TEL:0859-44-6121

鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。

名称

## 食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口

施策概要

県内食料品製造事業者の衛生管理技術等の向上を支援するため、(地独)鳥取県産業技術センター食品開発研究所内に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、専門員による衛生管理や認証取得に関する相談対応、必要な専門機関へのナビゲート等を行います。

### ○設置場所及び人数

設置場所：(地独)鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市中野町2032-3)  
人数：品質管理・工程管理専門員1名、衛生管理対策専門員1名 計2名

### ○主な業務内容

#### (1) 食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口相談員業務

県内の食料品製造業者で衛生管理対策や認証取得で悩みを抱える事業者に対し、以下の支援を行う。

- ・食品衛生や製造工程管理手法に関する相談対応、技術指導
- ・食品工場の衛生、品質管理の現状及び企業ニーズ把握
- ・必要な専門機関へのナビゲーション
- ・補助金採択事業所のフォローアップ、県施策・衛生管理や認証情報の提供

#### (主な相談内容)

- ・FSSC22000、ISO22000・HACCP・健康食品GMP等の認証基準・認証取得に関すること
- ・食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金に関すること
- ・衛生管理、製品品質に関すること
- ・従業員への衛生教育に関すること
- ・異物混入、クレーム対応に関すること

#### (2) 研修会運営業務

- ・衛生管理対策や認証取得等に関する研修会の実施
- ・衛生管理対策

問合せ先

鳥取県 商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課  
TEL: 0857-26-7806  
FAX: 0857-21-0609

■食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)  
TEL: 0859-44-6121

# 名称 おいしい鳥取PR推進事業費補助金

施策対象 農業者等

施策主体 鳥取県

対象者

- (1) 農林業経営体又は漁業者  
 (2) (1)で構成する任意組織(補助事業参加者である(1)が過半数以上を占めること。)  
 (3) 県内の伝統的な加工食品を製造する小規模事業者、当該業種の事業者で構成する任意組織又は組合  
 (4) 鳥取県内の農林水産物生産者と連携した食品を製造する小規模な食品加工製造事業者

施策概要

本県農林水産物及び農林水産加工品の県外への販路開拓・消費拡大の取組に対し支援します。  
 ○県外消費者等と産地交流を行うツアーの開催などによる国内販路開拓  
 ○見本市、商談会等への出展、試食販売など、国内販路開拓  
 ○小売店における1月以上のテスト販売や年4回以上の試食販売による県外販路の定着化

## ○支援内容

### 1. 補助事業区分、事業実施主体、補助限度額及び補助率

事業区分	事業実施主体	限度額	補助率
消費者等交流事業	対象者(1)～(3)	150千円(任意組織又は組合で補助事業参加者が4構成者以上の場合は300千円)	1/2
販路開拓事業			
販路定着化事業	対象者(1)～(4)	200千円(任意組織又は組合で、補助事業参加者が4構成者以上の場合は400千円)	1/2

### 2. 事業区分及び補助対象経費

補助事業名	補助対象経費
消費者等交流事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。 ・県外の販売先等を通じて募集するなどした消費者と県内生産者の県内での交流(産地視察、農業体験、意見交換会等) ・シェフ等の産地視察に係る経費
販路開拓事業	事業実施主体の創意工夫により、県外での販路開拓を目的に行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。 ・特定の小売店等とのタイアップによる販路拡大 ・複数団体の連携による共同PR、販売促進(県外団体との連携も含む) ・新たな流通確立のためのテストマーケティング ・展示会、商談会等への参加 ・商品PRイベント等の開催、多くの来場者が見込めるイベントへの出展
販路定着化事業	県外における販路開拓拠点(インショップ等)定着化の取組のために行う次の取組みに要する経費。ただし、アンテナショップ(とっとりおかやま新橋館)での取組は除く。原則として、既に一定の取引があり、その取引を定着・拡大するために行う取組に限る。 ・インショップ展開 ・同一店舗での1月以上のテスト販売、年4回以上の試食販売の実施

注1) 県内の伝統的な加工食品とは、酒造及び菓子、味噌、醤油等、地域に古くから伝わる伝統的な製造方法で作られている農林水産加工食品である。

注2) 小規模事業者とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定める、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者とする。

注3) 同一内容の取組については、初めて本補助金の交付を受けた年度から3年度以内の事業に限る。任意組織の場合、団体名が異なっても構成メンバーが半数以上同じである場合等は、実質的に同じ団体と見なす。

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767

<b>名称</b>	<b>物産展・県フェア及び見本市への出展支援</b>
<b>施策対象</b>	農業者等
<b>施策主体</b>	鳥取県
<b>対象者</b>	県内事業者
<b>施策概要</b>	県産品の販路開拓を推進するため、物産展・県フェアの開催や見本市への出展により県内事業者にはマッチング・情報交換の場を提供します。

### ○支援内容

県外で行われる鳥取県フェア等の催事又は見本市等(鳥取県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展しているもの)に出展する県内事業者に対して、出展に要する経費の一部を支援。

※先着順、予算の範囲内で交付します。

※申請窓口は、鳥取県物産協会となります。

#### (1)概要

ア 対象事業者: 県内事業者

イ 支給回数: 1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回まで

ウ 対象となる催事又は見本市等: 県又は鳥取県物産協会が主催・共催・出展する催事又は見本市等(2日間以上の催事で県内から3社以上の事業者が参加する催事又は見本市等)

#### エ その他

- ・他に国・県・市町村等から補助を受けている場合は、経費支援対象者に該当しないものとする。
- ・経費支援事業に従事する者を鳥取県内から派遣する場合に限る。
- ・催事等への出展が2日以上であること(準備等は含まない)。

#### (2)経費支援金額(1名分)

催事開催地区区分	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	7日以上
北海道・東北・関東・沖縄県	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円
中部・近畿・四国・九州(沖縄県を除く)・山口県	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円
中国(山口県及び鳥取県内を除く)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

※催事場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の開催日数に応じて定額とする。

※鳥取県内での催事及びとっとり・おかもやま新橋館への出店は除く。

※県内小規模事業者の中部・近畿地区への出展は、関西中京圏における催事出展支援制度を活用すること。

#### (3)支払方法

助成を希望する事業者は、出展終了後2週間以内に、(一社)鳥取県物産協会宛てに書類を送り、請求してください。先着順ですので、予算がなくなれば助成も終了となります。(申請期限:3月の第1金曜日)

#### 【提出書類】

- ・請求書・・・捺印のある原本
- ・宿泊等に要した経費の支払証拠書類(領収書等支払金額がわかるもの)

(注)出展した催事によっては、催事の実施内容等がわかるものを提出していただくことがあります。

<b>問合せ先</b>	<b>担当部署</b>	<b>電話番号</b>
	市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7767
	(一社)鳥取県物産協会	0857-29-0021

## 名称 「食パラダイス鳥取県」輸出促進活動支援事業費補助金

施策対象 企業、生産者団体等

施策主体 鳥取県

対象者 県産農林水産物等食品の輸出に取り組む県内事業者

施策概要 鳥取県の農林水産業及び食品製造業の振興を図るため、鳥取県内で生産された農林水産物等食品の輸出活動を支援します。

### ○支援内容

類型	補助事業	事業主体	補助事業に要する経費	補助率	限度額
一般型	県内で生産された農林水産物等食品の輸出促進のために行う取組	県内事業者	旅費、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、使用料、専門人材活用費、委託費	1/2以内 ※旅費は1/3以内	2,000千円/年度
グループ展開型		グループ（県内事業者5者以上）を代表する県内事業者		1/2以内	事業者×1,000千円/年度
チャレンジ型		輸出促進活動を行っていない県内事業者		2/3以内	2,000千円（一回限り）
食パラダイス型		県主催事業に参加する県内事業者		1/2以内	—

※各事業者の補助限度額は累計5,000千円とする（食パラダイス型は除く）

※新しい生活様式における輸出促進活動支援事業費補助金（令和3年3月26日付鳥取県農林水産部長制定。）の補助累計額を加算した額とする。

### 問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7963

名称

鳥取県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業費補助金

施策対象

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等

施策主体

鳥取県

対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり次のいずれかに該当する者。(法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む)  
 (1)法人  
 (2)地方公共団体 等

施策概要

農林水産物・食品の輸出拡大を目的に、①HACCP等の認定・認証取得といった、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等への対応、②輸出先国のニーズに対応するための製造、加工、流通体制等の整備について支援します。

○支援内容

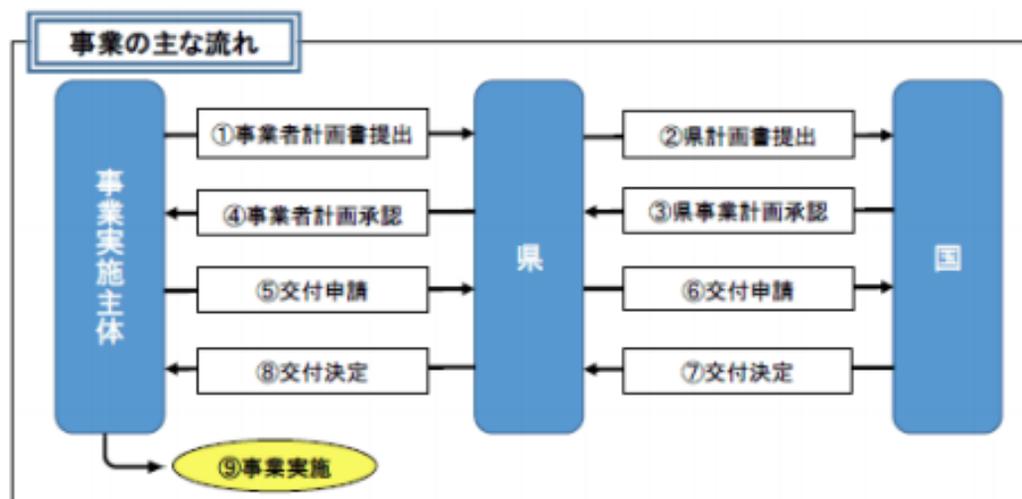
主な内容	補助率	補助上限額
・輸出向けHACCP等の認定・認証の取得(追加認証含む)による輸出先国の規制等への対応 ・輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応	1/2以内(国費のみ)	上限5億円、下限250万円
・認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備	3/10以内(国費のみ)	

※全体事業費が1千万円を超える場合は金融機関から交付対象事業費の10%以上の貸付けを受ける必要あり。

○主な採択基準(国事業を活用するため、事前に相談をお願いします。)

- ・GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)コミュニティサイトに登録していること。
- ・投資効率(費用対効果)が1.0以上であること。
- ・HACCPチームが編成されていること。等

※農林水産省令で定める「輸出事業計画」の策定・提出が必要です。



問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	0857-26-7806

**名称**

**地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業費補助金**

**施策対象**

生産者団体等

**施策主体**

鳥取県

**対象者**

- (1) 地理的表示法第6条の登録が実施された特定農林水産物等の生産行程管理を行う生産者団体
- (2) 地理的表示法第6条の登録を受けるため、第7条第1項に基づき登録の申請をした生産者団体
- (3) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項に基づき指定された団体等
- (4) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項の指定を申立てした団体等

**施策概要**

「地理的表示保護制度」及び酒類の地理的表示制度に登録された産品のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRを進めることを目的として交付する。

◎補助事業の内容

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助上限額
地理的表示保護制度登録産品等拡大・ブランド化事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地理的表示法第6条の登録が実施された特定農林水産物等の生産行程管理を行う生産者団体</li> <li>(2) 地理的表示法第6条の登録を受けるため、第7条第1項に基づき登録の申請をした生産者団体</li> <li>(3) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項に基づき指定された団体等</li> <li>(4) 酒類の地理的表示に関する表示基準第2項の指定を申立てした団体等</li> </ul> <p>※なお、本事業に係る交付申請は特定農林水産物等の登録又は国税庁長官の指定から3年後までとする。</p>	<p>地理的表示法の制度PRとともに行う、登録産品及び国税庁長官が指定する酒類(申請中の産品及び申立て中の酒類を含む)のブランド化、販路拡大及び消費者へのPRに係る経費</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭試食に係る経費</li> <li>・販促資材の作成</li> <li>・多くの来場者が見込めるイベントでのPRに係る経費等</li> </ul>	300千円

**問合せ先**

担当部署	電話番号
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	0857-26-7833

名称	「食パラダイス鳥取県」マーク活用支援事業
施策対象	企業、生産者団体、農産加工グループ等
施策主体	鳥取県
対象者	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者(従業員数が21人以上の事業者を除く。),「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者
施策概要	「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、とっとり県産品「鳥取物がたり」登録事業者、「鳥取県ふるさと認証食品」認証事業者、「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール入賞事業者が作成する各ロゴマークを入れた商品パッケージ等の経費を支援する。

#### ○支援内容

補助対象経費	以下のロゴマークが入ったパッケージ・出荷資材版下の作成、ロゴマーク入りシール作成経費。 1 食パラダイス鳥取県ロゴマーク 2 鳥取物がたりロゴマーク 3 鳥取県ふるさと認証食品マーク 4 「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール又は「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールロゴマーク
補助率及び補助金額等	1 補助率:補助対象経費の1/2 2 補助金額:1事業者あたり1商品上限5万円 ただし、別のマークの追加、変更の場合、複数回の申請可

#### ○参考

「食パラダイス鳥取県」アンバサダー	「食パラダイス鳥取県」推進の趣旨に賛同し、次に掲げるいずれかの条件を満たしている事業者 1 販売店 県内及び国内外に所在する百貨店、量販店、小売店、直売所、土産店等で、県産品の販売、PRに力を入れること。 2 飲食店、旅館・ホテル 県内及び国内外に所在する飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業を営む者及びこれに準ずると認められる者を除く。)又は県内及び国内外に所在する旅館・ホテルで、料理メニュー等に積極的に県産品を活用し、その良さをPRすること。 3 生産者等(生産者団体及び食品製造業者を含む。) 県内の農林水産業者(団体を含む)又は原則として県内の食品製造業者で、県産品の生産あるいは県産農林水産物を原材料に使用した加工食品の製造を行うことに加え、積極的に県産品の良さについての情報発信を行うこと。 4 その他の企業、法人、団体等 県内及び国内外に所在する前各号に該当しない企業、法人、団体等で、「食パラダイス鳥取県」推進のために自ら取り組み、又は応援すること ※参考URL: <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/311299.htm</a>
ふるさと認証食品	県内の工場で製造され、食品添加物を使用していない、又は品質を保持するために必要な最小限度としている次に掲げるいずれかのもの。 1 調味料を除き、商品を代表する原材料は鳥取県産の農林水産物である加工食品 2 地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品 3 県独自の新技术を用いて作られている加工食品 ※参考URL: <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/178533.htm</a>
とっとり県産品「鳥取物がたり」	次に掲げるいずれかのもの。 1 県内において製造加工された産品 2 県外において製造加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されているもの。 ※参考URL: <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm</a>
「食パラダイス鳥取県」特産品コンクール	応募資格:鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人 応募要件:鳥取県産の農林水産物を主原料とした加工食品又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること等(詳細はホームページをご覧ください。) ※参考URL: <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178534">https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178534</a>

問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7853

## 名称 「食パラダイス鳥取県」づくり支援交付金

施策対象 民間団体、グループ、直売所(JA等)、道の駅等

施策主体 鳥取県

対象者 鳥取県の食材や食文化、料理等の普及、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等

### 施策概要

「食パラダイス鳥取県」の推進のために行う県産品のブランド化や魅力アップを図り、食(特産品や名物料理など)による県外からの誘客を図る取組等の食パラダイス鳥取県につながる地域を巻き込んだ、県民の活動を促進することを目的として交付する。

募集時期等:食パラダイス推進課ホームページでお知らせします。

1 事業の内容	食パラダイス鳥取県の推進のための情報発信や県産品のブランド化の推進、地域ならではの郷土料理・特産品や名物料理をPRする取組
2 交付対象者	鳥取県の食材や食文化、料理等の普及、ブランド化推進に取り組む県内外の民間団体、任意グループ等 ※市町村、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金・鳥取県林業団体等支援交付金の対象団体は交付対象外。本交付金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所等を有する者とする。また県外事業者等は構成員の1/2未満とし、主となる事業者は県内に事業所等を有するものとする。
3 交付率	1/2以内
4 交付金上限額	上限額1,500千円

### 問合せ先

担当部署	電話番号
市場開拓局食パラダイス推進課	0857-26-7835



第31回全国豊かな海づくり  
大会鳥取大会キャラクター  
ととりん

**鳥取県農林水産部水産振興局**

**TEL:0857 (26) 7313・7314・7316・7317**

**E-mail:suisan@pref.tottori.lg.jp**

**詳しくは**

**鳥取県の水産業**

